自治体法務研究会

【代表幹事】
伊東　卓(40期)　Takashi Ito
【事務局長】
森岡　誠(54期)　Makoto Morioka

1 沿革

自治体法務研究会は、2012年に発足した比較的新しい研究会になります。

発足当時、当会弁護士業務センター第1部会（当時）においては、弁護士会と自治体の連携強化に取り組み始めていましたが、部会のメンバーは、そもそも自治体法務がどのようなものか、当会会員の中に自治体法務に関わっている方がいるのかさえ、よく分かっていませんでした。

また、日弁連で自治体との連携強化に関与している会員もいましたが、当会の活動とのつながりも十分ではありませんでした。

そこで、委員会とは別に当会会員が自治体法務について研究する場が必要ではないかということになり、自治体に関連して発生する法的課題を研究し、さらに実践的な取り組みを行うべく、当研究会の発足に至ったものです。

なお、東京弁護士会には既に自治体等法務研究部が設立され、公金債権管理についての研究を中心に活発な活動がされており、当研究会の発足時のメンバーも何名か同研究部に参加を認めていただいていたということにも影響を受けています。

2 特色

当研究会のメンバーのうち、当会会員は、弁護士業務センター行政連携部会のメンバーとほぼ共通しており、研究会と委員会で連携しながら活動しているという点に特色があります。

また、当研究会のメンバーは、当会会員だけではなく、自治体職員、行政法の研究者、他会の会員も多く含まれています。また、首都圏のみならず、九州、中国、東北などの自治体内弁護士の現役あるいは経験者の方が多数います。

さらに、日弁連法律サービス展開本部自治体等連携センターの活動に関わっているメンバーも多数おり、全国での自治体連携の状況を共有することができています。

このような多様性のあるメンバーがいるため、自治体法務実務の最前線から行政法上の最先端の議論まで極めて幅広い議論がなされています。

そして、全国の自治体内弁護士（経験者を含む）が所属しているため、お互いのネットワーキングにも多少役に立っているのではないかと思っております。

3 活動

研究会の活動は、近時は2か月に1回程度の頻度でweb会議を行っています。以前は、事務局長の事務所で行い、研究会後は懇親会を行っていました（これが楽しみであったという部分も大いにあります。）。現状では研究会後の懇親会ができなくなっているのは残念ですが、その代わりに全国各地からの参加も可能になったというメリットもある

と感じております。

研究会では、講師を決めて報告をしてもらい、その後自由に質疑応答をしております。研究会には10～20名程度が参加しています。

最近のテーマは以下のようなものです。

❶ ドイツにおけるCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）への立法対応～感染症予防法の多段改正、揺れ動く連邦制～として、つい最近までドイツに留学されていた千葉大学大学院横田明美准教授による、揺れ動くドイツの現状について生々しいお話がありました。連邦制の問題ではありますが、日本における地方自治制度とも共通する課題があるように感じられました。

❷ 個人情報保護法2020年改正及び2021年改正の概要として、板倉陽一郎会員（当会。元消費者庁任期付職員）による解説がありました。自治体にとっては、条例事項であった個人情報保護法制が法律事項となり、おおむね統一化されるという大変大きな変化を伴うものであり、現場における対応がまだまだ追いついていないであろうことが議論されました。

❸ 包括外部監査人制度について、中澤さゆり会員（当会。元国立市任期付職員）から、制度の概要などについての説明がありました。このときは、東京三会の連合チームで包括外部監査人の公募に応募するという取り組みを行っており、その過程で得た知見についての報告がされました。同制度は、都道府県、政令指定都市、中核市では義務付けられていますが、弁護士の監査人が少ないということが課題になっており、当研究会でもどうすれば弁護士が監査人として選定されるのかについて議論がされました。

❹ 東京都における訴訟法務について、江村利明会員（千葉県弁護士会。元東京都職員）から、豊富な実務経験に基づくお話をしていただきました。

❺ 自治体が空き家条例などに基づき行う即時執行における費用負担のあり方について、上智大学北村喜宣教授から、理論的な問題点及び実務的な対応の方向性について報告がありました。自治体の現場では何となく見過ごされがちな点について理論的にどのように分析し、対応をしていくべきかについて議論がされました。

これらの日常の活動以外にも、マイナンバー法が施行され、各自治体で同法に対応した条例を制定・改正しなければならなくなったときには、マイナンバー法の立法に関与した水町雅子会員（当会）や、個人情報保護法制の専門家である板倉陽一郎会員（当会）の指導を受けながら、多くのメンバーで協力して各自治体の条例制定・改正のサポートを行いました。いわゆる法制執務についての経験がほとんどないメンバーばかりでしたが、とても貴重な経験をすることができました。

4 入会について

当研究会は、自治体法務に関心のある会員の参加を大歓迎しております。

当研究会に興味のある方は、当研究会事務局長の森岡誠まで、メール（morioka@kanekoiwamatsu.com）をいただければご案内をいたします。

通例は、まずは研究会にお試しでご参加いただくことにしております。本格的に参加されることになった場合は、原則として弁護士業務センター行政連携部会にも所属して、両輪で活動していくということをお願いしております。

なお、出席や会費納入の義務などは一切ありません。

自治体法務研究会

定例会	2か月に1回程度 （19：00～21：00）
連絡先	事務局長　森岡誠 電話　03-6206-1303 ＦＡＸ　03-6206-1326 morioka@kanekoiwamatsu.com
入会方法	事務局長まで連絡